報告事項１（周知・報告）

懲戒処分等を受けた教職員の昇給及び勤勉手当の見直しについて

懲戒処分等を受けた教職員の昇給及び勤勉手当の見直しについて、別紙のとおり、委員会に報告する。今後、関連規程の改正を行い、府立学校長、市町村教育委員会を通じて教職員への周知を図る。

平成２７年２月２０日

１－１